埼国保連発第３４８０号
平成２３年９月２８日

埼玉県薬剤師会会長職務代理者
内　山　宣　世　様

埼玉県国民健康保険団体連合会
理　事　長　　岡　村　幸四郎
（ 公 印 省 略 ）

市町村合併に伴う診療（調剤）報酬明細書等の請求方法に関する周知について（依頼）

本会の事業運営につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成２３年１０月１１日に川口市と鳩ヶ谷市は合併します。

つきましては、診療（調剤）報酬明細書等の請求方法について、別添「写」のとおり各保険薬局に通知いたしますので、貴会におかれましても会員への周知についてよろしくお願いいたします。

担　当　業務一課二係　永井・加村
電　話　０４８－８２４－２９０１

㊢

事　務　連　絡
平成２３年９月３０日

保険医療機関
各　　様
保 険 薬 局

埼玉県国民健康保険団体連合会
（ 公 印 省 略 ）

市町村合併に伴う診療（調剤）報酬明細書等の請求方法について（通知）

本会の事業実施につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成２３年１０月１１日に川口市と鳩ヶ谷市は合併します。

つきましては、診療（調剤）報酬明細書等の提出にあたり、下記の点に御留意のうえ請求いただきますようよろしくお願いいたします。

記

１　診療（調剤）報酬明細書について

（１）　平成２３年９月診療分以前について

通常どおり、保険者川口市分、保険者鳩ヶ谷市分をそれぞれ作成してください。

（２）平成２３年１０月診療分について

ア　保険者番号

〈国保〉鳩ヶ谷市の被保険者は、平成２３年１０月１１日から新たな川口市の被保険者証を使用しますが、合併前・合併後の受診日に関わらず、診療（調剤）報酬明細書は被保険者１人につき１枚作成いただき、川口市の保険者番号を記載してください。

〈後期〉鳩ヶ谷市の被保険者の診療（調剤）報酬明細書については、合併前・合併後の受診日に関わらず、被保険者１人につき１枚作成いただき、川口市の保険者番号を記載してください。

イ　被保険者番号等

〈国保〉合併に伴い、国民健康保険の被保険者記号・番号の改定が行われるため、鳩ヶ谷市の被保険者については、平成２３年１０月１日～１０月１０日の間は、鳩ヶ谷市の被保険者証及び高齢受給者証の代わりになるものとして「国民健康保険資格状況証明書」を使用することとなっています。被保険者番号等の確認については、「国民健康保険資格状況証明書」により行っていただくこととなります。平成２３年１０月１１日以降については、新たな川口市の被保険者証で確認の上記載してください。

また、川口市の被保険者についても、平成２３年１０月１日から被保険者記号・番号が改定となるため、新たな川口市の被保険者証により確認を行ってください。

〈後期〉被保険者番号については変更はありません。

（３）平成２３年１１月診療分以降について

通常どおり、川口市の保険者番号等を記載してください。

２　公費負担医療等について

更生医療（１５）、療養介護（２４）、子ども医療費（８１）、重度心身障害者医療費（８２）及びひとり親家庭等医療費（８３）について、平成２３年１０月診療分までは、旧川口市及び鳩ヶ谷市の受給者証により公費負担者番号及び受給者番号を記載してください。

また、平成２３年１１月診療分以降については、新たな川口市の受給者証により公費負担者番号及び受給者番号を記載してください。

３　編綴については、診療（調剤）報酬明細書の保険者番号ごとに請求書を添付の上、編綴してください。

４　国民健康保険・退職者医療・後期高齢者医療及び公費総括表についても保険者番号ごとに記載してください。

５　保険者番号の改定等については、別紙を御覧ください。

担　当　業務一課
電　話　０４８－８２４－２９０１

別　紙

１ 保険者番号等の改定について

合併前			合併後		
川口市	国保一般	１１００３１	川口市	国保一般	１１００３１
	国保退職	６７１１００３１		国保退職	６７１１００３１
	後期	３９１１２０３２		後期	３９１１２０３２
	更生医療	１５１１００３４		更生医療	１５１１００３４
	療養介護	２４１１６０４８		療養介護	２４１１６０４８
	子ども医療費	８１１１００３３		子ども医療費	８１１１００３３
	重度心身障害者医療費	８２１１００３２		重度心身障害者医療費	８２１１００３２
	ひとり親家庭等医療費	８３１１００３１		ひとり親家庭等医療費	８３１１００３１
鳩ヶ谷市	国保一般	１１０２６２			
	国保退職	６７１１０２６２			
	後期	３９１１２２６３			
	更生医療	１５１１０２６５			
	療養介護	２４１１６２３８			
	子ども医療費	８１１１０２６４			
	重度心身障害者医療費	８２１１０２６３			
	ひとり親家庭等医療費	８３１１０２６２			

２ 被保険者証等の使用について

（１）国民健康保険

被保険者証		
川　口　市	10/1～	新証を使用
鳩ヶ谷市	10/1～10/10	「国民健康保険資格状況証明書」を使用
	10/11～	新証を使用
高齢受給者証		
川　口　市	10/1～	新証を使用
鳩ヶ谷市	10/1～10/10	「国民健康保険資格状況証明書」を使用
	10/11～	新証を使用
限度額適用認定証・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証		
川　口　市	10/1～	新証を使用
鳩ヶ谷市	10/1～10/10	左記期間使用できる証を使用
	10/11～	合併後使用できる証を使用

（２）後期高齢者医療

被保険者証	
川　口　市	変更なし
鳩ヶ谷市	合併後に新証を交付（新証が届き次第、使用を開始。なお、新証交付前は、旧証にて資格確認をお願いします。）
限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証	
川　口　市	変更なし
鳩ヶ谷市	合併後に新証を交付（新証が届き次第、使用を開始。なお、新証交付前は、旧証にて資格確認をお願いします。）

（３）公費負担医療等

公費負担医療受給者証等　※公費番号１５、２４、８１、８２、８３		
川　口　市	－	変更なし
鳩ヶ谷市	10/1～10/31	旧証を使用
	11/1～	新証を使用